

告示第 36 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 10 項及び地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）第 19 条の規定により、下記の団体を地縁による団体として認可したので、次のとおり告示する。

令和 8 年 3 月 24 日

兵庫県太子町長 沖 汐 守 彦

- 1 名称
竹広自治会
- 2 規約に定める目的
本会は、住民の親睦、生活の向上と望ましい人間関係並びに福祉の増進を図り、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。
- 3 区域
竹広自治会区域図のとおり
- 4 主たる事務所
兵庫県揖保郡太子町竹広 114 番地 1
- 5 代表者の氏名及び住所
井口 淳一 兵庫県揖保郡太子町竹広 160 番地 2
- 6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無
全部無し
- 7 代理人の有無
無し
- 8 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
総会員の 4 分の 3 以上の承認による総会の決議
- 9 認可年月日
令和 8 年 3 月 24 日